発行 令和2年 2月3日

東洋労働保険協会ニュース

2020 年 4 月から特定の法人について電子申請が義務化

今年の4月から、特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続を行う場合、 電子申請で行うことが義務化されることになります。

> 特定の 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に 納付する拠出金の額が1億円を超える法人 法人とは ○相互会社 (保険業法) ○投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律) ○特定目的会社 (資産の流動化に関する法律) 部の 被保険者報酬月額算定基礎属 健康保険 被保険者報酬月額変更届 手続とは 厚生年金保険 被保險者賞与支払届 ○継続事業(一括有期事業を含む。)を行 う事業主が提出する以下の申告書 ・年度更新に関する申告書(概算保険料 労働保険 申告書、確定保険料申告書、一般拠出 金申告書)

> > 雇用保険

(厚生労働省リーフレットより)

厚生労働省からQ&Aが公表されていますので、以下抜粋してご紹介します。

(問) 電子申請義務化の対象法人に対して、当該法人が義務化の対象である旨の通知は送られるのでしょうか。

増加概算保険料申告書

高年齢雇用継続給付支給申請 育児休業給付支給申請

被保険者資格取得属 被保険者資格喪失届

被保険者転勤届

- (答)健康保険・厚生年金保険関係手続においては、対象法人を確認したうえで、対象法人及び当該法人に 属する事業所に対して、別途ご案内通知等を送付することを予定しております。
- (問)システム改修等が必要になるため、2020年4月以降に開始する事業開始年度から電子申請に 切り替えることが困難な場合に罰則はあるのでしょうか。
- (答) 罰則はありませんが、電子申請による届出をするための環境が整い次第、順次、実施いただきますよう お願いします。(以下略)
- (問) 電子申請に対応していない健康保険組合に加入する事業所の届出においても、電子申請の義務化 の対象となるのでしょうか。
- (答) 電子申請に対応していない健康保険組合に加入する事業所においても、該当手続については電子申請 による届出の対象となります。現在、全ての健康保険組合が利用できる電子申請環境の構築を進めて おり、その運用については令和2年11月の開始を予定しています。(以下略)
- (問) 社会保険労務士や労働保険事務組合を通じて手続を行う場合も義務化の対象となるのでしょうか。
- (答)特定法人の適用事業所が社会保険労務士を通じて行う社会保険・労働保険の手続についても電子申請 義務化の対象となります。(以下略)

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください!

労働保険事務組合 東洋労働保険協会 社会保険労務士事務所 トーヨーレイハ・ーコンサルタント http://www.toyoweb.com/index.html

TEL: 03-3221-2444